

特定非営利活動法人 日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク
個人情報保護規程

令和6年8月9日

第1章 総則

第1.条 (目的)

本規程は、特定非営利活動法人 日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク（以下、JCCN）の事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護するために必要な基本的事項を定めたものである。個人情報の利用目的を明確にするとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「個人情報法ガイドライン」という。）に定める個人データの安全管理措置について、必要な措置を定めるものとする。

第2.条 (定義)

用語の意義は、個人情報保護法及び個人情報法ガイドラインに定めるところによる。

第3.条 (適用範囲)

この規程は、団体の全ての役員及び職員に適用する。

第4.条 (基本理念)

団体および役員及び職員は、人格尊重の理念に基づき、個人情報を慎重かつ適切に取り扱うよう努めるものとする。

第5.条 (個人情報保護方針の策定等)

理事長は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を示し、職員に周知させるとともに、一般に公開するために個人情報保護方針を策定しなければならない。方針に含む基本事項は以下の内容とする。

- (1) 個人情報に関する慣例法令及びガイドライン、その他の規範の遵守に関する事項
- (2) 個人情報の利用目的に関する事項
- (3) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (4) 個人情報の開示、訂正、削除に関する事項
- (5) 個人情報に関する質問、苦情及び個人情報の開示、訂正、削除の請求の窓口に関する事項

第6.条 (個人情報保護方針の周知)

理事長は、策定した「個人情報保護方針」を職員へ周知させる。

第7.条（個人情報保護方針の公開）

「個人情報保護方針」の一般への公開は、JCCN Web ページによる。

第8.条（個人情報保護方針の見直し）

理事長は「個人情報保護方針」を必要に応じ適宜見直さなければならない。

第2章 個人情報保護管理体制

第9.条（個人情報管理責任者）

個人データの取扱いに関する管理責任者（以下「責任者」という。）を置くこととし、理事長をもって充てる。

- 2 責任者は、個人データの管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規程に定められた事項を遵守し、かつ従業者に遵守させるために、本要領に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。

第10.条（個人情報の収集）

個人情報の収集は、当法人が行う事業の範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

- 2 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段で行わなければならない。なお、要配慮個人情報の取得は、原則として本人同意が必要となる。

第11.条（個人情報の利用）

個人情報の利用及び提供は、情報主体が同意を与えた利用目的の範囲内で行うものとする。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合、情報主体の同意を得ることが困難であるとき等法令の定めによる場合は、情報主体の同意なく利用及び提供することが出来る。

- 2 個人情報の利用および提供を行う場合は、前項但し書きによる場合を除き、事前に情報主体の同意確認を確実に実施しなければならない。
- 3 当初の目的の範囲を超えて個人情報を利用する必要が生じた場合には、書面にて情報主体の同意を得ることとする。

第12.条（組織体制の整備）

次に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化

- (2) 個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化
 - (3) 上記の従業者が取り扱う個人データの範囲の明確化
 - (4) 職員が、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）、個人情報保護委員会が定める規則（以下「規則」という。）、個人情報ガイドライン及び本要領（以下総称して「法令等」という。）に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制
 - (5) 個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための報告連絡体制
 - (6) 個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
- 2 前項(1)及び(2)における報告連絡体制及び対応手順について、別紙 1 の様式により明確化する。

第 3 章 職員の教育

第 1 3.条（職員の教育）

職員に、個人データの取扱いに関する留意事項について、定期的な研修等の企画、実施等の適切な教育を行うことにより、個人データの適正な取扱いを周知徹底する。

第 4 章 個人データの取扱い

第 1 4.条（個人データの取扱いに係る規律に従った運用）

本規程に従った運用を確保し、個人データの取扱いの検証を可能とするために、次の項目を記録する。

- (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
- (2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- (3) 個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
- (4) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

第 1 5.条（個人データの取扱状況の確認）

本規程に従って個人データの取扱いがなされていることを確認するために、次の項目をあらかじめ明確化し、個人データの取扱状況を確認する手段を整備するとともに、個人データの取扱状況を把握する。

- (1) 個人情報データベース等の種類、名称
- (2) 個人データの項目

- (3) 責任者・取扱部署
- (4) 利用目的
- (5) アクセス権を有する者 等

第16条 (管理区域及び取扱区域)

個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行う。

- 2 管理区域について、入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行う。
- 3 取扱区域について、権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。
- 4 間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等を行い、権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。

第17条 (機器及び電子媒体等の取扱い)

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、施錠可能な場所への保管等の措置を講ずる。

- 2 個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じる。

第18条 (個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄等)

情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。

- 2 個人データが記載された書類等を廃棄する場合、焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する
- 3 個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する
- 4 個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、その記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認する。

第19条 (委託先の監督)

個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先を選定する際に、委託先が個人情報保護法第23条に基づき自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、委託する業務内容に沿って、あらかじめ確認する。

- 2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。

- 3 個人データの取扱いの全部又は一部を委託した場合、定期的に監査を行う等により、委託先における個人データの取扱状況を把握する。

第20.条 (アクセス制御等)

個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。

- 2 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証する。
- 3 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する。
- 4 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
- 5 ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する。
- 6 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用する。
- 7 メールなどのより移送する個人データについて、当該ファイルへのパスワード設定等による保護を行う。

第21.条 (漏えい等事案に対応する体制の整備)

漏えい等事案の発生時に備え、次のような対応を行うための体制を整備するとともに、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認する。

- ・ 法人内部における報告及び被害の拡大防止
- ・ 事実関係の調査及び原因の究明
- ・ 影響を受ける可能性のある本人への通知
- ・ 個人情報保護法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きい場合の個人情報保護委員会等への報告及び本人への通知
- ・ 再発防止策の検討及び決定
- ・ 事実関係及び再発防止策等の公表

第22.条 (取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

責任者は、個人データの取扱状況を把握し、その取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。

- 2 責任者は、前項の点検等の結果を踏まえ、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。

第 15 条（外的環境の把握）

外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第 5 章 各管理段階における措置

第 15 条（各管理段階における措置）

別紙 2 の様式により個人データを取り扱う事務の流れを整理し、管理段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について、安全管理措置を織り込んだ業務マニュアルを定める。

附則

本規程は、令和 6 年 8 月 9 日から施行する。